

ベトナム人帰国技能実習生の就業状況に関する研究
－就業選択行動と所得を中心に－

Employment Situation of Vietnamese Technical Intern Returnees
-Focusing on their Employment Selection and Income-

西川 直孝（大阪市立大学大学院創造都市研究科博士後期課程）

NISHIKAWA, Naotaka (Graduate School for Creative Cities, Osaka City University)

キーワード 技能実習、帰国生、製造業

1. 研究の背景と目的

2017年11月に改正された外国人技能実習制度は、技能実習期間の延長や受入れ人数枠の拡大を条件付きで認める等、拡充された面がある一方で、技能実習生に対する人権侵害等の問題に対応した結果として、審査手続きが煩雑化されたという側面もある。そもそも本制度は、「わが国で培われた技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、当該国の経済発展を担う人づくりに寄与することが目的」とされる。しかし実際には、本制度が国内の労働力不足を補完する目的で活用されている、来日する技能実習生自身が本制度を単なる出稼ぎ労働と捉えている、技能が適切に本国へ移転されていない等の問題点について指摘されてきた。また、国際研修協力機構や労働政策研究・研修機構が実施する「フォローアップ調査」では、帰国技能実習生（以下、帰国生）の多くが有意義であったと回答しているものの、帰国後間もない時期の調査のうえに回収率も低く、帰国生の就業状況の分析対象とするのは困難であった。そこで本報告は、3年間の技能実習を終えて帰国後一定期間が経過し、母国社会に同化したと考えられるベトナム人帰国生に対する電話調査を通じて、(1) 帰国生の就業選択行動と本人や実習実施機関（企業）の属性との関連、(2) 就業している帰国生の現在の所得と本人や実習実施機関の属性との関連、をデータに基づき実証的に明らかにすることを試みるものである。

2. 調査概要と研究方法

対象者：ホーチミン市の送出し機関A社を通じて3年間の技能実習を満了し、2014年4月から2015年10月までに帰国した技能実習生のうち、国内の三大都市圏で機械・金属、電気・電子、プラスチック、印刷系職種（繊維、建設、農業、食品製造系職種を含まない）に従事した250名

調査方法：来日前にA社に登録していた電話番号への架電による帰国生本人への聞き取り調査

調査時期：2017年11月から12月

調査項目：現在の職業・所得・家族構成・居住地、帰国時の年齢、来日前の学歴・日本語能力・待機期間等

調査対象者は、関東・東海・近畿の三大都市圏で、工場内の工業系職種に従事した帰国生のみ限定した。これは実習実施機関の立地環境や職種によるバイアスを回避し、かつ帰国後に関連職種での就業の継続が比較的容易な職種であろうと考慮したことによる。追跡調査の結果、全対象者250名のうち180名（男性127名、女性53名）から有効な回答が得られた。

180名の帰国時の平均年齢は25.4歳（男性25.8歳、女性24.4歳）、調査時点で就業している者が135名、就業していない者が45名であった。非就業の要因として、進学（日本留学を含む）、結婚（女性が中心）、求職中があげられる。また、就業者135名のうち製造業に従事している者は72名、非製造業に従事する者が63名おり、現地製造業での就業の継続は限定的であった。就業者全体の平均月収は1,099万ベトナムドン（約5.5万円）、製造業就業者のみだと1,211万ベトナムドン（約6万円）で、ホーチミン市の日系製造業における中堅技術者の平均所得を上回る水準であり、本制度への参加による一定の効果が認められた。また、就業者のうち44

名が日系企業（製造業、非製造業を問わず）に勤務していたほか、日本語教師や日本語通訳職に従事する帰国生もおり、本制度を通じて修得した経験や日本語の現地への移転が確認できた。

本報告ではこれらのデータを用いて、(1) 製造業就業者、非製造業就業者、非就業者の就業選択行動を目的変数とした多項プロビット推定、(2) 就業者の所得を目的変数として就業者全体および製造業就業者のみの 2 つのデータによる重回帰分析を試みた。

3. 分析結果

(1) の分析では女性に製造業就業を選択しない傾向が認められた。これは女性に結婚や出産を理由とする非就業者およびサービス職や事務職が多いことが要因と考えられる。また、短期大学卒業者が製造業での就業を選択し、職業訓練校卒業者が非製造業での就業を選択しない傾向が明らかとなった。つまり、短期大学等で職業訓練を受けた人材は製造業での就業をより強く志向していることが推測される。他にも、大都市ホーチミン市に居住する帰国生に非製造業での就業を選択する傾向が認められ、ホーチミン市居住者にサービス職や事務職に就く人材が多いと考えられる。しかし、その他の変数（来日前の日本語能力や待機期間、実習実施機関の企業規模）では就業選択行動との直接的な因果関係は明らかにならなかった。

(2) の全就業者をサンプルとした分析では、製造業就業者の所得が非製造業就業者より高いことが示された。また、帰国時年齢が 23 歳以下のダミー変数についても所得の優位性が認められ、他に大卒者、来日前居住地からの移動者、既婚者で所得へのプラスの要因が確認できた。しかし、日系企業就業者についてはマイナスに有意となり、日系企業の給与条件は優位ではないと考えられる。一方、製造業就業者のみにデータを限定すると、大卒者は全就業者データと同様にプラスに有意となったものの、職業訓練校卒業者ではマイナスに有意となり、製造業における所得は技能実習の内容や成果より学歴の影響を強く受けている可能性が推測された。また、日系企業就業者はここでもマイナスに有意であった。この他、資本金のより大きな実習実施機関の帰国生の所得が高いことが示された。

4. まとめ

第一に、帰国生の就業選択行動には来日前の学歴が影響を与えている可能性が高いと考えられる。特に、短期大学や職業訓練校卒業者が本制度の主旨である現地製造業での就業継続に対して有効という示唆を得た。第二に、実習実施機関の属性、来日前の日本語能力や待機期間が就業選択行動に与える影響は明らかにならなかった。第三に、製造業就業者の所得が非製造業就業者より高いにもかかわらず、あえて非製造業を選択している帰国生の存在が明らかとなった。第四に、若年で本制度に参加した帰国生ほど高所得であり、在日中の吸収力の高さが考えられる一方で、年齢の高い人材は帰国後の給与条件が厳しいことが推測された。また、帰国後も製造業で就業を継続して技能移転を推進するには、資本金のより大きな企業での技能実習が有効となる可能性が考えられる。現在は実習実施機関の大半が中小零細企業であるものの、今後大企業での技能実習が増えることで製造業での就業継続が増加し、現地製造業の発展への貢献がより大きくなるかもしれない。最後に、日系企業就業者の所得が相対的に低いことが示されており、大卒でなければ賃金を上げられないという硬直的な学歴主義が帰国生の製造業での就業を抑制している可能性が考えられる。今後は、賃金制度に対する慣習や帰国生に対する評価の見直しに期待したい。この他、回答を得た 180 名のうち 24 名は再来日しており、その多くが留学生として在学中であったことから、近年増加しているベトナム人留学生には技能実習経験者が一定数含まれ、帰国生のキャリアパスの一つになっているものと思われる。